

茨城県剣道連盟版

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

令和5年7月12日 茨城県剣道連盟 会長 水田 重則

医学委員会委員長 林 明人

はじめに

令和5年7月12日付で全剣連より「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」が発布されました。これを受けて、茨城県剣道連盟でも審査会実施ガイドラインを作成しました。茨城県剣道連盟主催の審査会を準備する、または審査会に参加する場合はこのガイドラインを適用いたします。

審査会を開催するにあたって

茨城県剣道連盟（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する地域及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。主催者は、受審者並びに関係者以外は入場できないことを、あらかじめ徹底する。

受審にあたって

1	ワクチンの3回以上の接種を推奨する
2	以下に該当する者は受審できない
①	発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）
②	咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
③	同居家族や身近な知人に感染者がいる場合
④	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
⑤	基礎疾患のある者は、主治医の承認を得るなど、慎重な対応が望ましい * 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
3	受審者は、実技審査時には面マスクまたはシールドの着用を前提とする
	高齢者あるいは基礎疾患のある受審者はマスクとシールドの両方を着用することを推奨する

入場にあたって

1	主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する
2	入場口にアルコール消毒液等を設置し、受審者は手指消毒を行う
3	非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う ★体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない

審査会場内での留意事項

1	受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（できれば1メートル以上）を常に保つようにする
2	審査中は審査員、立合、係員はマスクを着用する
3	受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、アルコールによる除菌消毒に努める
4	主催者は、可能な限り多くの場所にアルコール消毒液等を配置する

受付、更衣、受審者説明

1	施設に入場後、受審者の受付はロビー等可能な限り広い場所で行う
2	受付は、受付時間をずらすなどして密集を避ける 受審者の分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする
3	更衣室などでは、密集状態にならないように配慮する

実技合格発表

発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する

日本剣道形審査

1	実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する
2	合格発表後は、すみやかに施設から退場する

その他

1	会場内では審査員、係員等すべての関係者はマスクを着用する
2	休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間を頻回にする
3	受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る
4	審査会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告する

以上